



Title	純学者加藤由作教授
Author(s)	井藤, 半彌
Citation	一橋論叢, 39(2): 121-130
Issue Date	1958-02-01
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	http://doi.org/10.15057/3850
Right	

純學者加藤由作教授

井 藤 半 彌

一
っているからである。

(1) 純學者加藤由作教授

さいきん税制改革に關連して、純演劇とは何か、純音樂とは何かということが問題となつてゐる。純演劇などの入場税を他のものの場合にくらべて軽くしてはどうかということである。ところが、具體的にいつて何が純演劇かとなると、それを決定するのは、なかなかむづかしい。歌舞伎、文樂、能狂言はどうか、いわゆる新劇はどうか、新國劇はどうか、少女歌劇はどうか、ストリップ・ショーはどうか。同じ歌舞伎でも、甲の劇團のものはどうか、乙のそれはどうか等問題にしてくると、その決定はなかなか困難である。というのは、一口に演劇といつても、具體的な演劇興行について、一々よくしらべてみると、それには演劇以外の要素が多かれ少かれ加わ

學者についても、また同じことがいえる。學者といわれている人の生活をみると、學究という側面のほかに、教育者という側面を多分にそなえているものもあれば、行政官や社會運動家の要素がつよいものもある。政治家に近いものすらある。ジャーナリストといつても良いものもある。その他種々雑多である。純粹學者、その人の生活が學究のみで終始し、それ以外の要素のない生活を、過去においていとなく、現在もいとなくみつつある人は、きわめて少ない。自然科学者の中には、この種のものはいくつもある。しかし社會科學者の場合には、この型の學者、純粹學究とみられるものは、きわめて少ない。一橋大學名譽教授加藤由作博士は社會科學界において稀にみる純粹學者である。幼年期、少年期は別として、

青年時代より今日にいたる約半世紀の全生涯は海上保険論を中心とする學問研究のみで終始している。

二

加藤君は名古屋市の出身、市立名古屋商業學校、神戸高等商業學校を経て本學の前身東京高等商業學校專攻部に入り村瀬春雄博士のゼミナールで保険論を專攻、大正六年三月に卒業(論文題名『海上保険約款論』)、村瀬博士が經營されていた帝國海上保險株式會社に約三年半の間勤務した。私をはじめて加藤君の警欵に接したのは、たしか大正九年の初冬の頃、恩師村瀬博士のすすめに従い、帝國海上を辭して、一橋にかえられた直後、當時神田の一橋にあった舊校舎であったかと思う。數年の會社生活をおくった方にしては感じのいい人だと思つたが、間もなく海外留學のために出發されることとなつておつたりして、ゆっくり話をする機會もなかつた。アメリカに渡られたが、眼病のため、間もなく歸國され、一兩年間靜養してから、今度はヨーロッパに留學されることとなつた。同君と私の交渉はこの留學時代にはじまる。ベルリンにこられたのは、大正十二年十月頃のことである。

ある。同年七月末に日本を出發し、まずロンドンに到着、ここで九月の關東大震災火災の報道をうけた。ロンドン滞在はおよそ一ヶ月できりあげて、ベルリンにこられたのである。當時のドイツは第一次大戦後のインフレーションの末期である。マルクの價値は日々暴落する。バイエルンではルーデンドルフ將軍一派が蜂起してプロシアの社會民主黨政府にたいして反旗をひるがえし、ベルリン全市に戒嚴令が布告されたりして、物情騒然たるものがあつた。こういう社會情勢のときにベルリンに到着したのである。

すでに母校は大正九年四月に東京商科大学となり、教員の充實が急務となつていたので、多くの若手教員が海外留學に派遣された。その頃一橋の教官でベルリンにおつた人々には、本間喜一、大塚金之助、渡邊大輔、金子鷹之助、増地庸治郎の諸氏があつた。(内藤章、岩田新、孫田秀春、高瀬莊太郎の諸氏はすでに歸國してゐた。) 神戸高商からはつぎの諸君がきていた。八木助市、坂本彌三郎、石田文治郎、田中金司、五百旗頭眞治郎、北村五良、土居亨、平井泰太郎、田中保太郎の諸君、すこしおくれて名古屋高商から宮田喜代藏、赤松要の兩君、一

橋からは吉田良三中堅教授などが加わった。その他の官公私立大學、高等専門學校から多くの教官がベルリンにあつまり、たいへんにぎやかなことであつた。これ等の人々が、日本人が多く下宿していたストローナー夫人邸や日本料理店末廣、ノーレンドルフ・プラッツの日本人クラブなどにあつまって、毎週一回研究會をひらいたり、或は將棋をさしたりして、その間の交渉は相當さかんであつた。

三

加藤君はどうであつたか。ベルリン到着後しばらくの間、當時日本人がよく宿泊するスパイエルラー・ストラーセの下宿エリクセンにおられたが、間もなくヴィルマースドルフのベルリーナー・ストラッセ二十一番のテージング夫人邸に寄宿されることとなり、昭和二年三月歸國するまでずっと、ここにおられたのである。すこし岐路にはいるが、私は昭和三十年九月中旬、なつかしい舊都ベルリンに再遊した。このあたりも二回逍遙して當時の生活を偲んだが、低徊去るにしのびないものがあつた。市街戦の中心から、はなれていたためか、破損した建物

も少く、だいたい三十年以前の姿をとどめていた。私の下宿していたところは無事。加藤君の寄宿していたテージング邸もさがしてみたが、番地についての記憶が不正確であつたため、安否をたしかめることができなかった。さて加藤君はこのテージング邸のややうす暗い一室——ベルリン、ことに冬期ではどこでも、みな然り——に約四年半の間がらばって保険論の研究に精進したのである。同君は語學の勉強のために個人教授をうけたが、當時流行のベルリッツ・シュレにもなぐは通わず、ベルリン大學やベルリン商科大學にも入學せず、もっぱら、このテージング邸の一室で汲々として研究にいそしんだのである。その中心はいうまでもなく、保険論、ことに海上保険論であつたが、在來の商學としての海上保険論が、法學と商慣習、保險實務の解説、その他の混合物であることにあきたらず、商學としての海上保険論の大成のためには、その基盤として法學一般、ことに民法の研究が必要なことを痛感し、法學ことに私法の研究にとりくまれたのである。毎日、夜は日本料理店や中華料理店で、われわれと共に夕食をとることが多かつたが、それ以外には他の日本人との間の交遊の範圍もせまく、

ときに映畫やスカラ座のヴァリエテをみたり、オペラや交響樂をきいたりすることを除き、その生活の中心は讀書にあった。稀觀書あさりも一つの仕事であった。ダンスを習ったりすることなどは、とうてい思いも及ばぬことであつた。海上保險論の最高權威となる基礎はこのときつちかわれていたのである。留學とは、學を留めることであるという人もあるくらいで、正直にいつて、在外中はなかなか勉強はできないものである。言語、風習の相違その他による刺戟が多く、すこし讀書をしてもすぐに疲勞する、また旅行などのために時間をとられたりして、研究上の能率はあまりあがらないのが普通である。効果があるのは、むしろ歸國後のことが多い。ところが加藤君の場合は数少ない例外であつた。留學期間四年半を讀書生活で終始一貫したのである。この調子で勉強をつづけられては病氣にかからないかと周囲のものが心配して、本間喜一、増地庸治郎兩君や私が、同君を將棋、玉突その他のレクリエーションに何回となく誘つてみても、應じてこなかつたのである。要するにその留學生活も、文字通りの在外研究であつて、ここでも純粹學究の面目を百パーセント發揮した。

四

昭和二年三月、シベリア經由で日本に歸着した。たしか歸朝されて最初にあつた日に、神田の中華料理店で晝食をともにしたことを今でも記憶している。そしてベルリン生活の想出にふけり時の過ぎるのを忘れた。

同君は中野に借家をされ、間もなく清水貞雄氏の三女木曾子嬢と結婚された。令夫人はやはり同郷の名古屋の方である。私は當時、上落合に居住していたので、東中野驛から中野驛まで省線電車にのり、絶えず訪れた。この頃の同君について、今でも、はっきり印象にのこっていることがある。ある夕、お邸を訪れたとき、君はすぐに玄關までとびだしてきた。しかも平服に袴をつけているのである。昭和の初期は、現在とはちがつて袴を着用する風習がまだ多分にのこっていた。他人を訪れたりするとき袴をつけることは、そう珍らしいことではない。しかし家庭で平服に袴をつけたりすることは稀である。何事ぞと尋ねたところ、「いま學生諸君と讀書會をやっている」とのこと。いかに家庭内のことだといつても平服の着ながしのままで、讀書會をやったりすることは、

(5) 純學者加藤由作教授

研究に嚴肅な態度をとる同君の到底なし得ないところであつた。そのとき私は異常な感銘をうけて、もちろん部屋にあらがらずに、ただちに辭去したのである。

昭和三年十一月に杉並區天沼のいまの邸宅に移られた。轉宅の日にお手傳いにいったことも覺えている。新しい書齋、これにつづく書庫に、留學中にあつめられた多くの文獻が、きれいにならべられていた。庭園の東南隅にいまは枯れてなくなっているが、自慢の白梅の巨大な古木があつた。その専門的大作はすべてこの新邸に移轉後に上梓されたのである。昭和九年の夏、二人で學位論文の提出の相談をしたのも、この邸内であり、翌十年十月、われわれ二人は學位記を時を同うしてうけたのである。海上保險學者といへば、その對象の性質上、保險會社その他の財界とかなりつよいつながりができあがるものである。ところが同君の場合はこれもきわめて少い。讀書、著述、一橋及び青山學院等における講義。それ以外の生活はほとんどなかったのである。同君のような純粹社會科學者は、しかも有能なその間で、他に類例をもとめるのは困難である。

五

この邊で、加藤君の學問上の業績にふれなければならぬ。率直にいつて、私は君の學風ないしは學問にたいする態度については誰よりもよく熟知しているつもりであるが、その内容については、まったく理解を超越するものである。その業績については評價したりするのは、もちろん不可能のことである。これについて同僚大林良一、木村榮一兩教授の示教を仰いだところ、兩君の御好意によって、きわめて懇切にして、また専門的な資料を頂戴することができた。これを手がかりとして、つぎにその學問上の業績について回顧してみたい。その中味は、まったく大林、木村兩君の御解説に従うものであるが、他の部分との調和をはかる關係上、割愛した部分もあり、誤解したところもないとはいえない。内容の責任はすべて私にある。

加藤君の畢生の事業は商學として海上保險論の大成である。ところが、すでに述べたことであるが、從來わが國の海上保險に關する商學的研究といへば、あまりにも實務に重點をおき理論をうとんずるもの、或は各國の法

律規定を漫然と紹介してその單純な羅列におわるもの、或は法律論と實際論とを混淆して論斷するもの等々が一般化していた。従つてある方法の下に體系化をはかることが斯學發展のための前提條件であつた。加藤君は、かかる商學的海上保險學を海上保險法論と海上保險經濟論との混合物、わが國商法とイギリス海上保險法とのコクテールであると批判し、このような研究をつづけておつては、海上保險學は、遠からず學問の世界から葬りさられると警鐘をならした。そして海上保險學の中心は海上保險契約論にあるとして、法律學の視角から從來の集合科學的海上保險學を徹底的に反省して、まったく新しい體系的海上保險學の樹立を試みたのである。そして、そのためにまず研究の第一歩を民法、商法一般の基礎理論にもとめ、これから出發した。加藤君はわが國における海上保險學の父村瀬春雄博士の高弟であるが、學問的には世界的保險法學者といわれている青山衆司博士にも私淑して保險法を勉強した。青山保險法は村瀬海上保險論とともに加藤海上保險學の體系の形成にあづかつて力あるものといつてよい。ここに加藤海上保險學の強さがある。こういう風に論じてくると、必ずや、加藤海上保險學

は海上保險法學ではないか。商法學者が研究する海上保險法とどこが違うのか、という點が問題となるであろう。正しく加藤海上保險學は海上保險法學である。これは事實である。しかし商法學者の研究とは必ずしも軌を一にするものではない。法學者の場合は商法の規定を中心として、いわば商法典による海上保險法を論ずるのに反して、加藤博士の場合は法文の研究のみにとどまらないうで、實際生活上の生きた法たる約款によつて海上保險法の理論づけを試みたのである。

要するに加藤海上保險學の特色は、過去の商學的海上保險論を、海上保險契約論として方法論的に純化する一方、他方では商法典を中心とする法學者の形式的契約論に終らないで、これに加うるに實際の海上保險取引をも組上りにせて實體論的海上保險學を建設した點にある。これが約半世紀に近いその學究生活、いな加藤由作全人格の課題であつた。

六

つぎに、その業績をすこし具體的に述べてみよう。何といつても、まず第一にあぐべきものは、有名な三

部作『海上被保險利益論』(初版昭和十二年、改訂版昭和十六年)、『海上危険論』(昭和七年)、學位論文『海上損害論』(昭和十年)を中核とする幾多の理論的著述である。この三著の書名に見られるように、被保險利益、危険、損害の三支柱よりなる體系こそは加藤理論の一大特色であろう。従來の海上保險契約論が、海上保險契約の締結から契約の終了にいたるまでの諸事實や當事者の權利、義務について、時間的流れにそって形式的に取扱つたのに反して、加藤君は海上保險契約の構造を綿密に分析して三つの基本的要素を抽出したのである。そして理論的につきつめてゆくと、この三要素はたんに平面的に並存するにとどまるのではなくて、危険も損害も、すべて被保險利益という概念に包攝されることを明らかにしたのである。被保險利益概念こそ海上保險を含めたすべての損害保險の中心概念であつて、加藤君の表現によれば、「損害保險契約の小宇宙」をなす概念である。もつとも外國の保險學者の中にも、被保險利益概念を重視する者がないわけではない。しかし加藤君のように徹底的に究明し、これを中心として損害保險契約の理論體系を構成した者は、その例をみない。加藤君がこの理論構成の梗

概を英文 *On the Insurable Interest, in Annals of the Hitotsubashi Academy, Vol. II, No. 2, 1952.* で發表すると、ドイツ保險法學界の第一人者メーラー (Hans Möller) 教授が早速注目し、君の内諾を得て *Versicherungswissenschaftliches Archiv, 2. Heft, Berlin 1956.* 誌上にその全文を紹介したのも故なしとしない。

専攻は、いうまでもなく海上保險論であつたが、海上保險學として開花したその基礎理論は、海上保險以外の損害保險論の分野にも擴充、展開され、『被保險利益の構造』(昭和十四年)、『火災保險論』(昭和二十五年)など幾多の著書、論文として發表されている。『アンナルス』第六卷第一號(昭和三十年)に寄稿の *Casual Problems in Fire and Marine Insurances* もメーラー教授の要望によつて前記のドイツの保險學雜誌に近く轉載されることとなつてゐる。

七

つぎに博士の基礎的理論を側面から支えているものとして保險の沿革、歴史的研究をあげなければならぬ。元來海上保險取引というものは、その性質上當然國際

的性格をおびるものであり、また全世界における海上保険取引では一般にイギリスのロイド保険証券が使用されている。ところが現在用いられているロイド保険証券の文言は十六、七世紀頃に生成した最初の英文保険証券のそれを殆んどそのまま踏襲しているのである。そのために、解釋には獨特の歴史的變遷があり、今日の眼でみれば、これは全く「狂人文書」であって、それを正しく解釋することは「曲藝」だとさえいわれている。従ってロイド保険証券を完全に理解するには、少くとも當初の英文証券にまでさかのぼらなければならない。ところが加藤君の研究によると、最初の英文証券にも、またそれ以前先の先驅ともいふべき十四、五世紀のイタリア、スペインの保険証券から繼承したものがあり、面倒なことには、これが現在の証券の隨處に古の面影をそのままの形で残しているとのことである。ロイド保険証券の正しい理解のためには、これらの地中海における古い保険証券をも考證する必要がある。イギリスのガウ(Gow)、フランスのドーマ(Domas)なども、すでにこの點に着目して若干の研究成果をのこしている。しかし彼等の場合は古い保険証券の一、二を断片的にとりあげているにとどま

り、詮索不十分のそしりを免れ得なかった。これに對して、加藤君の場合は、多年の間苦心して蒐集された自身の藏書、および村瀨文庫中の古典を涉獵して一三九七年のフィレンツェ証券をはじめとしてその他のあらゆる地中海証券、約款について比較、對照し、そしてそれより現在のロイド保険証券にいたるまでの發展經過を明らかにしたのである。その成果は『現代海上保険法の地中海法繼承に關する一研究』(帝國學士院紀事)昭和十九年第三卷第一號掲載)をはじめ、いくつかの論文の形で發表された。これらのものは昭和二十八年に『ロイド保険証券の生成』と題する一卷に集大成され、文部省の出版補助を受けて公刊されている。おそらく今後これをしのぐ研究はでないであろうとさえいわれている。

海上保険の沿革的研究の一つとして、このほかに初期海上保険法の精緻な解説書 Reatz, Geschichte des europäischen Seeverversicherungsrechts, Leipzig 1870. の邦譯レアツ『歐洲海上保險法史』(昭和十九年)がある。『ロイド保険証券の生成』中の譯文といひ、本書といひ、いずれも難解な諸國語の保險証券、約款の決定譯といわれている。譯文の正確を期するための努力は尋常一様の

ものではなかったらしい。オランダ語についてかつて本學の史學教授であった故幸田成友博士の門を屢々たたいたようである。

八

これで加藤學說のスケッチは一應えがき得たものとしよう。損害保險、ことに海上保險の理論と歴史の兩面について幾多のかがやかしい研究成果をあげた加藤博士は、いまや自他ともにゆるす海上保險學の第一人者であるが、現在もなお日々精進をおこたらず研究生活をつづけている。日本保險學會が戦後に再建されたとき、君を代表理事に推して今日に及んでいるが、その大會でも毎年自ら研究發表をこころみて自說の發展を示し、保險學界の發展のために率先垂範している。昭和三十一年の大會でも『保險の目的の性質又は瑕疵』と題する報告をしている。今までの通説によると、保險の目的の性質または瑕疵は保險事故ではないから、保險者は當然免責されるものであると無條件に承認されていたのであるが、君の報告はこの通説を根柢からくつがえすものであって、出席していた専門家連中はその研究の深さ、批判力の鋭

さについて認識を新たにしたことである。

加藤君が學者としての生活に徹し、従ってこと學問に關してはいかに峻嚴であるかはその執筆態度をみても明かである。ながい學究生活において、學問以外のことについて執筆したことは、それこそ一回もなかった。それどころではなく、學問上の場合でも高度の研究發表のみに限定され、いわゆる原稿料かせぎのために軽い通俗的著作をしたりすることは全然これを避けてきた。またその原稿をみても推敲に推敲がかさねられ、一言一句たりともおろそかにはしない。その原稿には、老練な植字工といえども泣かされる。その書體が不明瞭で判讀がむづかしいというのではなく、書いては墨で消し、消してはまた書くという風に何回も何回もこれをくりかえすのである。その結果二百字詰の原稿用紙に五百字もはいっていることがあるかと思うと、ただの十字しか残っていないことがあったり、また前後どうつづくのか判定できないことがあったりする。きちょうめんな加藤君は原稿締切日より数日早く一應脱稿することを常とするのであるが、その後も提出の直前まで手をいれている。

九

いままでの敘述では主として學者加藤博士の純學究の側面について描寫されている。しかし一言強調しておきたいのは、加藤君は嚴肅な學究の半面、人間として情愛ゆたかであり、またその言動にユーモアがあふれていることである。本人は意識されないようなときでも、第三者からみると、かなりおもしろい。教授會などで議論が白熱しているときなどに、一同が口にすることをはばかるような、とんでもないことについて齒に衣をさせないで發言される。その内容は正しく肯綮にあたっているのである。あまりにも率直な言葉に一瞬啞然とするのであるが、ただちに爆笑が誘發されるのである。そして難關はみごとに打開される。すこしも悪意のまじらない適正な意見であるため、誰一人としてにくめないものである。また學會などで、微塵の遠慮もなく、痛烈に反對學説にたちむかう。その質問態度の厳しさは、あまりにも有名である。しかし、いったん研究の場をはなれると、別人のように破顔談笑する。ほんとに憎めない人格者である。加藤君には敵がない。

十

加藤君には昭和三十二年三月末に停年制によって退官された。いまや數年前の高血壓症もみごとに克服され、心身ともにますますさかんである。現在、青山學院大學、早稲田大學で専門の學について講義、演習を擔當されている。約五年前に不幸にして長男由也君をうしなわれたが、現在家庭には貞淑のほまれ高き木曾子賢夫人ならびに慶應義塾でやはり保險論を專攻する學究肌の次男由船君がある。加藤博士及び御家族の御多幸をいのる。

この一文は學問的業績のところを除けば、井藤を通じてみた加藤由作博士の側面のみの記述で終始したきらいがある。しかし大學というところは純學究にも行政事務の負擔をかけるところである。加藤君も圖書館長、商學部長、産業經營研究所長その他の要職に就任せられ、一橋學園の學校行政の方面でも指導的役割を演じられたのである。これらのことの詳細については本誌に掲載されている略歴及び著作目録にゆずることとし、ここでは説明を省略する。

(一橋大學教授)